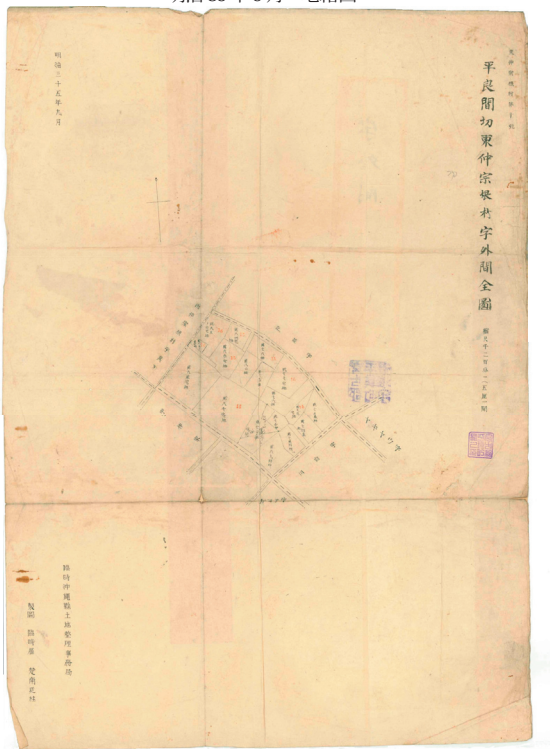


柳田國男筆写本「宮古島近古文書」の翻刻 シリーズ①

明治期宮古島の旧慣調査資料

明治35年9月 地籍図



(平良間切東仲宗根村字外間全図)

明治期宮古島の旧慣調査資料

伊敷勝美・恩河尚・儀間淳一・齊藤郁子・平良勝保・輝広志

解題

はじめに

ここに紹介する明治期宮古島の旧慣調査資料は、成城大学民俗学研究所柳田文庫蔵の「宮古島近古文書」からの抜粋である。筆耕にあたっては、沖縄県史料編集室蔵の複写本を使用した。柳田文庫は、日本民俗学の創始者である柳田國男が蔵書を一九五七年、成城大学に寄託、亡くなられた後同大学に寄贈されたものである。^(注1)柳田文庫の蔵書は、「民俗・郷土誌関係・歴史を中心として広く関連諸科学にわたっている。また、和書だけでなく、洋書への関心と蒐集についても、当時の我国の学問水準の最先端に位置していた。特に、人類学関係は、学史上重要な文献が網羅されている。これら蔵書は、柳田の学問の幅広さと奥深さとを物語るものである」とされる^(注2)（柳田國男と成城）。「宮古島近古文書」は同研究所の目録では、登録番号000011655、請求記号Yガ―B―4―39となっている。「宮古島近古文書」の一部は、鎌田久子により『伝承文化』第十号に翻刻紹介されている。^(注3)鎌田久子は、『宮古島近古文書』という命名は、柳田先生が一括して附された名称で、この他にも由来記などがあり、追々印刷していく予定である」と記しているが、その後「宮古島近古文書」の翻刻紹介は確認できない。「宮古島近古文書」については近年、『南島文献解題』にも書誌解題が記されている（執筆者は真喜志瑤子）^(注4)。これらを参照しながら、「宮古島旧慣調査資料」について、若干の解説を記してみたい。

注1

成城大学民俗学研究所ホームページ
(<http://www.seijo.ac.jp/research/minken/shiryu.html>)。

注2

<http://www.seijo.ac.jp/research/minken/angitai.html#yangitai4>

注3

成城大学民俗文化研究所、一九七六年。同書に翻刻紹介されているのは、後述するサンシー事件関連の園田警部の告諭および明治十七年旧慣調査書のみである。

注4

成城大学民俗学研究所編、一九九九年、砂子屋書房。

「宮古島近古文書」の成立事情と内容

「宮古島近古文書」末尾には、成立事情を垣間見ることの出来る次の一文が記されている。

宮古島旧誌及旧慣帳三卷 此卷ハ旧誌ノ下半ニ属ス

現ニ平良警察署ノ蔵スル所借覽筆写ガ、一枚々々原本既ニ写字ノ誤多シ。島人ノ手ニ成ル者ハ殊ニ筆癖アリ。是レ寧ロ保存スルニ足ル故ニ強ヒテ改メス。此本一副本アリ。那覇ノ図書館ニ蔵セラル。蝕混慘憺繙読スヘカラス。今ニ於テ複写ノ急ヲ認ムト云フ。是ニコライネフスキー君ノ言也。

大正十四年十二月九日 柳田國男

右の記述から、大正十四年以前の成立（入手）であることは明らかである。真喜志瑤子は、「柳田文庫所蔵『諸締帳』ほかの宮古島近世史料をめぐって」のなかで、『故郷七十年』の「沖縄旅行の折、島にはお爺さんなどで、字を書くより他にすることのないという人が大勢いたので、私はその人たちに頼んで、貴重な文書をたくさん筆写して貰って持ち帰った」とする柳田の記述を紹介している。しかし、結論として「大正十一年夏、当地（宮古島―引用者）に旅行したニコライ・ネフスキーの意見によって、収集されたものである」としている。^{注6}すなわち、『海南小記』の旅以後、「大正十四年」に収集されたと、考えている。先の「ネフスキー君ノ言」は、いつのことか不明であるが、茂木明子「柳田國男とネフスキー」^{注7}を参照すると、両者の動向から考えて、一九二三年（大正十二）十二月から同十四年七月までの間であろう。

「宮古島近古文書」については、先述のとおり『南島文献解題』に書誌解題があり内容目録が記されているが、左に同書の目録と筆者の項目分類（仮）を示しておきたい。

注5

柳田國男『故郷七十年』（一九八九年、神戸新聞総合出版センター）、二五九頁。

注6

『民俗学研究所紀要』（成城大学民俗学研究所、二〇〇二年）、一七六頁。

注7

『民俗学研究所紀要』第三十一集別冊（成城大学民俗学研究所、二〇〇七年）。

注8

前掲『南島文献解題』、二三三〜二三七頁。

南島文献解題	筆者の項目分類
<p>A〔道光十七年御問合扣中ヨリ〕</p> <p>B〔咸豊三年御問合扣中ヨリ〕 ほか</p> <p>C〔明治十七年編纂課への廻答書抜書〕</p> <p>D〔乾隆三十八年蔵元日誌抜萃〕</p> <p>E〔廢藩置県前後ノ蔵元日誌抜萃〕</p> <p>F〔明治十六年「願意之趣」〕</p> <p>G〔廿一年七月九日習慣法取調委員山下属ノ照会ニ対スル廻答書抜萃〕</p> <p>H〔証文・諸締帳・口上覚〕 ほか</p> <p>I〔当宮古島ノ外旧琉球藩内ノ者旧慣罪人所遇ノ件答弁書〕 ほか</p>	<p>(1) 申年（一八三六年）の暴風</p> <p>(2) 口上覚（聞得大君ご機嫌伺い）</p> <p>(3) 中国人苦力を乗せたイギリス船の漂着（一八五三年）</p> <p>(4) 子年の飢饉</p> <p>(5) 中国人苦力の「呈書」および残滓物</p> <p>(6) サンシー（賛成）事件関連</p> <p>(7) 明治十七年旧慣調査書</p> <p>(8) 太政大臣発会計検査院長派遣文書</p> <p>(9) 乾隆津波問合書</p> <p>(10) 奉御祈願（乾隆三十八年）</p> <p>(11) 光緒四年（明治十二）蔵元日誌抜粹</p> <p>(12) 旧慣役人の請願Ⅱ明治十六年</p> <p>(13) 明治二十一年旧慣調査書</p> <p>(14) 明治二十一年旧慣調査書付属資料</p>

「宮古島近古文書」には、以上のように近世と近代の文書が相前後しながら収録されている。本書に収録したのは、筆者が示した目録中ゴシック体で示した、(7)・(12)・(13)・(14)の文書である。「宮古島近古文書」は、「平良警察署」の文書を筆写したものであるが、近代沖縄旧慣期の旧慣や内法の調査には、警察署の職員が関与している（例えば、明治二十三年成立の「琉球内法存廃二関スル臨時調査書類」は、那覇警察署保安課長武林哲馬が臨時調査員となっている）。旧慣調査書等が「平良警察署」に残されたのは、旧慣調査が一方では、新たな秩序確立のための民情監視の役割も担っていたからである。

柳田國男と宮古島

柳田國男と宮古島との関わりは、以外に古い。^(注9)『定本柳田國男集』所収の年譜によれば、一九〇七年（明治四〇）の十二月二十一日の項に、「比嘉財定から宮古島比嘉村の話を聞く」と記されている。比嘉財定は、現宮古島市城辺比嘉の出身で、東京帝国大学英法科を首席で卒業したといわれる人物である（『比嘉財定生誕百年記念誌』）。帝大卒業後は柳田と同じ農商務省に勤務したと伝えられているが、卒業後の柳田との接点はよく分かっていない。柳田は、一九二〇年（大正九）、九州・沖縄へ旅をするが（いわゆる『海南小記』の旅）、このとき宮古島へも立ち寄っている。宮古島での滞在は、短かったようである。『海南小記』の付記には、「一月二十日には先島行の船が出た。これもあわただしい旅で、宮古には往返を合わせ一昼夜しかいなかったゆえに、川満与那覇の方面の二、三の村を、馬で通ってみたのみであった」と記されている。^(注10)

柳田文庫の蔵書目録を「宮古」で検索すると、四十三件の資料がヒットする（内二件は岩手県宮古

注9

平良勝保「柳田國男」『平良市史』第八卷「考古・人物・補遺」（一九八八年）参照。

注10

『海南小記』（昭和五十二年改版六刷、角川書店）、一三九頁。

市に係る資料)。このなかに、「宮古島近古文書」と関連する以下の資料が見える。

- (1) 書誌番号 11637 書名 宮古島旧慣帳 内容 旧慣書類目録・御規模帳・御口条・論勸敬惜字紙・物横目勤方之事
- (2) 書誌番号 11638 書名 宮古島記録 内容 仕上世座公事帳・仕上世座例帳・宮古島所遣座例帳ヨリ書抜
- (3) 書誌番号 11639 書名 宮古島記録 内容 諸締帳・諸村公事帳／宮古嶋地船着公事帳
- (4) 書誌番号 11640 書名 宮古島記録 内容 宮古島農務規模帳書抜／并勘定座公事帳書抜・杣山職務帳書抜・船手座公事帳書抜・人別改公事帳書抜・系凶座公事帳書抜／多良間島公事帳書抜
- (5) 書誌番号 11641 書名 宮古島記録 内容 科人公事帳／小与座公事帳
- (6) 宮古島近古文書（前述のため省略）
- (7) 書誌番号 11644 書名 宮古島由来記 叢書名 諸国叢書 内容 御嶽由来記／雍正旧記／宮古島記事

右は、『海南小記』の旅と関連すると考えられる資料を検索しやすい民俗学研究所ホームページ上の情報によって示したが、あわせて前掲『南島文献解題』を参照されたい。

右の資料のうち、仕上世座公事帳／諸村公事帳／宮古嶋地船〔上〕着公事帳／系凶座公事帳書抜／多良間島公事帳書抜／科人公事帳／小与座公事帳は、『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』（一九九一年、沖縄県教育委員会）に活字化され収録されている。また、「宮古島記録」のうち「諸締帳」は、『民俗学研究所紀要』第二十六集（前掲）に影印で紹介されており、解説として真喜志瑤子「柳

田文庫所蔵『諸締帳』ほかの宮古島近世史料をめぐって」が収録されている（前述）。管見では、「宮古島旧慣帳」は、まだ紹介されていない。「宮古島由来記」は「宮古島仲宗根玄純蔵本ヲ写ス」とある^(注11)。「宮古島近古文書」が『海南小記』の旅の後の入手だとすれば、これらの資料も旅の後と考えなければならぬ。しかし、最初の往便で、資料に目星をつけ、筆写を依頼し、復便で手に入れた可能性を棄てきれぬ。『海南小記』は、「二月の二日かに宮古を経て那覇には帰ってきた」と記されている^(注12)。

明治十七年宮古島旧慣調査書

一八八四年（明治十七）に県内各地において調査された旧慣問答書が残されている（これを「明治十七年旧慣調査書」と仮に呼ぶことにする）。明治十七年の旧慣調査については、戦前から知られていたが、従来の研究ではほとんど注目されておらず、『沖繩大百科事典』（沖繩タイムス社）や『沖繩県史』別巻（沖繩県史辞典）にも立項されていない。「明治十七年旧慣調査書」は、間切や村レベルの史料がほとんど残されていないなかで、間切や村、特に村を照射する史料としてきわめて貴重である。

「明治十七年旧慣調査書」は、原本は残っておらず、刊本収録や筆写本として十五間切（島）のもので残っている。それをまとめたものが、表Ⅰから表Ⅲである。十五の間切（島）の取調書が写本や活字で確認できるが、調査事項のすべてが確認できるとはいえない。調査事項の観点から残存状況をまとめたものが表Ⅱである。現在確認できる二十五調査項目の内、宮古島の項目は十六項目で九項目はない。内容から見て、おそらく調査対象ではなかったであろう。

「明治十七年旧慣調査書」は、成立の直接的契機は不明であるが、沖繩県の業務として行われていた可能性が高い。明治十七年一月の沖繩県知事西村捨三名による「沖繩県予算調査書」には、「諸手当

注11 前掲『南島文献解題』二四二頁。

注12 前掲『海南小記』一三九頁。

注13

田代安定は、一八八六年（明治十九）頃、「明治十七年旧慣調査書」の一部を筆写している。また、田村浩『琉球共産村落の研究』（至言社、一九七七年）には、「今帰仁地方旧慣地割ニ関スル問答書（明治十七年）」を含む五点の「問答書」が紹介されている。鳥越憲三郎も一九四四年（昭和十九）に県庁の書庫を調査し「間切取調書」を確認、一九七一年に刊行された『沖繩庶民生活史』（雄山閣、一九七一年）のなかで、本部・名護・恩納・金武間切の「取調書」を紹介している。

印刷費ハ、更ニ編纂課ヲ置キ専ラ旧規取調ヲナスカ為」とあり、「旧規」の調査が予告されている。^(注14)

表I 明治十七年旧慣調査書残存状況一覽(1)

史料名	収集者	残存状態	備考
No. 1 沖繩島国頭地方旧慣問答書 第一冊	田代	写本	
No. 2 沖繩附島伊江島取調書 第二冊	田・鳥	写本・活字	伊江村史、生活
No. 3 沖繩島恩納間切取調書 第三冊	田・鳥	写本・活字	史
No. 4 名護間切取調書 (冊数ナシ)	田・鳥	写本・活字	生活史
No. 5 久志地方旧慣問答書 第四冊	田代	写本	生活史
No. 6 沖繩島大宜味地方旧慣問答書 第五冊	田代	写本	生活史
No. 7 沖繩島国頭地方金武間切各村取調問答録 第六冊	田代	写本	
No. 8 沖繩島中城間切取調問答録 第七冊	田代	写本	
No. 9 本部間切取調書	鳥越	写本・活字	宜野座村誌
No. 10 美里間切旧慣地所ニ関スル問答書(明治17年)	田村	活字	
No. 11 今帰仁地方旧慣地割ニ関スル問答書(明治17年)	田村	活字	生活史
No. 12 美里間切旧慣人身売買ニ関スル問答書(明治17年)	田村	活字	村落の研究
No. 13 今帰仁地方旧慣人身売買ニ関スル問答書(明治17年)	田村	活字	村落の研究
No. 14 明治十七年中頭郡読谷山村旧慣問答書	田村	活字	村落の研究
No. 15 「仮称」宮古島旧慣調査書	柳田	写本	村落の研究

注14

『沖繩県史』第十三卷(一九六六年、琉球政府)、二四二頁。

- 凡例
1. ナンバーは、筆者が付した。
 2. 名称は写本および活字本の通りとした。
 3. 「田」と「田代」は田代安定、「鳥」と「鳥越」は鳥越憲三郎、「田村」は田村浩、「柳田」は柳田國男の略記。
 4. 「生活史」鳥越『沖繩庶民生活史』の略記。

表Ⅱ 調査項目別残存状況

項目名	国頭(田代)	伊江島(島)	伊江島(田代)	恩納(島)	恩納(田代)	名護(島)	名護(田代)	久志(田代)	大宜味(田代)	金武(田代)	中城(田代)	本部(島)	美里(田代)	今帰仁(田代)	読谷山(田代)	宮古島(田代)	備考
1 貢租取扱ノ部										○							
2 租税未納ノ事		○	○	○						○	○	○				○	
3 地所ノ事		○	○	○						○	○	○	○				今帰仁は、「地割に関する問答書」となっている。
4 寄留人ノ事		○	○	○						○	○	○					
5 所遣ノ事		○	○	○						○	○	○				○	
6 村負債ノ部										○	○						
7 地所並墓地売買譲与ノ事		○	○	○						○	○	○				○	
8 書入・質入・金銀貸借ノ事		○	○	○						○	○	○				○	
9 上納金穀或ハ共有金穀ヲ私用スル事		○	○	○						○	○					○	
10 砂糖取締ノ事		○	○	○						○	○	○					
11 戒罰ノ事		○	○	○						○	○	○				○	
12 吏員ノ事		○	○	○				○	○	○	○					○	
13 農事ノ部										○							
14 跡相続ノ事		○	○	○				○	○	○	○						金武間切には、「子弟分家ノ部」があるが、鳥越にしたがって、本項に入れた(中城同)。また、「人夫使役ノ部」があるが、空白。
15 模合ノ部		○	○	○	○			○	○	○	○				○	○	
16 付届ノ部		○	○	○	○			○	○	○	○					○	
17 礼ノ部	冠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	婚	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	喪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	祭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	宮古島は、「祭」の項文字はないが、項目はある。脱字であろう。
18 人身売買		○	○	○	○				○	○	○	○					
19 遊戯		○	○	○	○				○	○						○	
20 旅立		○	○	○	○				○	○						○	
21 官民有山林二関スル栽培伐採ノ事		○	○	○	○					○	○	○					「恩納(田代)」では、「杉山取締向ノ權ニ付科定」は、別項のようにになっているが、本項と判断した
22 各農事動情賞罰並作物競争ノ事		○	○	○						○	○						
23 道路橋梁ノ修繕架橋ノ事		○	○	○						○	○						
24 吏員旅費ノ事		○	○	○						○							
25 海岸船舶漁業取締方ノ事		○	○	○						○	○	○					金武間切は、「難破船救助并船舶取締ノ部」とあり、末尾に「船舶取締手續ハ如何」があるが回答はない。

凡例 1 項目の並びは、史料により若干違う。基本的にはもっとも量的に多い『沖縄庶民生活史』の順序に並べたが、一部金武間切によって修正してある。
2 項目の名称も若干の違いが見られるが、前掲書にしたがった。

表Ⅲ

<p>宮古島調査項目</p> <p>礼之部【冠・婚・喪・〔祭〕】</p> <p>吏員</p> <p>戒罰</p> <p>遊戯</p> <p>旅立</p> <p>相続</p> <p>租税未納者</p> <p>地所</p> <p>所遣</p> <p>地所建物并墓地売買譲与</p> <p>書入・質入・金銭貸借</p> <p>上納金穀・共有穀私借</p> <p>模合</p> <p>人身売買</p> <p>付届（各農事勤惰賞罰並作物競争ノ事）</p>	<p>宮古島で確認できない調査項目</p> <p>貢租取扱ノ部</p> <p>寄留人ノ事</p> <p>村負債ノ部</p> <p>砂糖取締ノ事</p> <p>農事ノ部</p> <p>官民有山林ニ関スル栽培伐採ノ事</p> <p>道路橋梁ノ修繕架橋ノ事</p> <p>吏員旅費ノ事</p> <p>海岸船舶漁業取締方ノ事</p>
--	--

西村県令は、赴任早々から「旧規」調査を企図していた。また、明治十七年四月には、明治政府から宮田直次郎が派遣され、「賦税収税及徴税費ニ関シ」調査を行っている。調査の全体像は不明だが、

注 16

『沖繩県史』第十三卷（一九六六年、琉球政府）、五二四頁。

「急施ヲ必要ト相考候事」として「租税ヲ滞納スルモノ多ク」、「村吏等ニ於テ私ニ流用シ為メニ未納ヲ醸スモノ不少」と指摘している。^(注16)「明治十七年旧慣調査書」の調査項目（表Ⅱ 調査項目残存状況参照）のうち、「貢租取扱ノ部」「租税未納ノ事」「上納金穀或ハ共有金穀ヲ私用スル事」は、宮田の指摘が反映されたものだと思われる。

注 17

一八七八年（明治十一）七月二十二日に太政官から布告された地方制度に関する三つの新しい法、すなわち「区町村会編成法」（太政官布告第十七号）、「府県会規則」（太政官布告第十八号）、「地方税規則」（太政官布告第十九号）を基軸として成立した国家体制を三新法体制という（日本近代法研究会編『日本近代法120講』（一九九二年、法律文化社）、三十四頁）。

注 18

山中永之佑『日本近代地方自治制と国家』（一九九九年、弘文堂）一二〇～一四四頁および大石嘉一郎『近代日本の地方自治』（一九九〇年、東京大学出版会）二四頁、参照。

明治十七年は、全国的には旧慣存置的な三新法体制^(注17)が官治的・権力的に改正され、区町村会費の滞納者処分などが行われた年であった。^(注18)また、全国的に公証偽造等の犯罪が頻発しており、土地や建物の売買や質入等の議論が起きていた。^(注19)宮古島の「明治十七年旧慣調査書」の、「租税未納者」や「地所」「所遣」「地所建物并墓地売買譲与」「書入・質入・金銭貸借」の項は、当時の日本社会における問題意識（租税未納問題と官治的^(注18)地方制度への改正や不動産取引をめぐる議論）が反映されていると考えるべきであろう。さらに明治十七年は、「地租改正条例」が廃止され、「地租条例」が制定された年でもある。^(注20)同年九月、大蔵省は主秘乾第三十七号をもって「地租検査手続」を内達し、翌年から地押調査がはじまった。

注 19

福島正夫「旧登記法の制定とその意義」日本司法書士協会編『不動産登記制度の歴史と展望』（有斐閣、一九八六年）参照。

注 20

塚田利和『地租改正と地籍調査の研究』（御茶の水書房、一九八六年）参照。

注 21

前掲『沖繩県史』第十三卷、二四三頁。

マットに対し間切吏員が文書で回答したというものではなく、質問者が直接間切まで行って調査を行っていることがわかる。「明治十七年沖繩県予算調査」には、沖繩県吏員の「巡回旅費」や「証人呼出旅費」^(注21)が見える。

明治二十一年旧慣調査書

「明治二十一年宮古島旧慣調査書」は、成城大学柳田文庫所蔵の「宮古島近古文書」のなかに収録されているもので、七十八条の設問と回答からなる。目次はなく分類もされていないが、一部柳田の筆によると思われる分類項が記されている。これを参照しつつ、分類項を作成すると下記の通りとなる。

人身売買／寄替模合／金銭物品の貸借／印形の有無／拇印の習慣は／貸借の紛糾解決方法／仕明
請地／小作の有無／間切・村と土地の境界／墓所の売買／婚姻の方法／養子の縁組・離縁／貯穀
／屋敷地の貸借／家屋の貸借／隣地との境界／村持林／官林／借地内樹木の伐採権／租税滞納／
私生児／屋敷地の広狭／村持林の利用則／官林の利用則／瓦葺の制限の有無／分家／屋号／失踪
者・死亡者の財産処分／船舶売買方法／屋敷地石垣破損の修繕の負担方法／士族男女の名前に美
字を用いるか

上記の分類から、民事関係の慣習法を調査していることがわかる。末尾に「右ハ、廿一年七月九日、
習第一号習慣法取調委員山下属ノ照会ニ対シ、全月十二日、宮往第百八十二号ヲ以廻答相成候第一科
丙号往復綴ヨリ抜萃ス」とあり、沖縄県からの照会に答えたものである。「山下属」は、明治二十二
年三月末の『官員録』に見える「九等／山下光榮」であろうか（明治二十一年の『官員録』に山下姓
はない）。設問内容から見て、「明治十七年旧慣調査書」の補完的なものであるが、同年の旧慣調査書
は、いまのところ宮古島の例しか確認できない。また、全体的にこのような旧慣調査が行われたこと
を確認できる史料は見つかっていない。しかし、設問内容に宮古島独自のものはなく、このような照

会は各島、各役所あてに出されたのではないかと思われる。同年は、旧民法の草案が完成した年であり、中央における民法典編纂事業との関係、即ち慣習と民法典との整合性の調査であった可能性も推察されるが、慣習法の調査は「習慣法取調委員」の存在から一八八四年以後も随時調査されていたと考えられる。一八七五年（明治八）の太政官布告第一〇三号裁判事務心得は、第三条に「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ習慣ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スヘシ」とあり、これにもとづく裁判資料としての調査であったことも考えられる。

注 22

『日本近代法発達史』1（一九五八年、勁草書房）、二十九頁。

おわりに 旧慣調査書の意義

(12) 「願意之趣謹テ左ニ申上候（旧慣役人の請願 明治十六年）」（旧慣調査関係資料1）と(14)「明治二十一年旧慣調査書付属資料」（同2）については、紙幅の都合で解説を省略するが、「明治十七年旧慣調査書」と「明治二十一年旧慣調査書」の理解にとつて欠かせない史料として収録した。

このような、明治期の旧慣調査は、明治政府によって全国的に調査された明治九年の『民事慣例類集』および同十一年から十三年の『全国民事慣例類集』と酷似した側面を指摘できる。^(注23) 利光三津夫は『民事慣例類集 附 畿道巡回日記』の解説のなかで、同書が沖繩をカバーしていないことをなげき、「明治初年の沖繩には、わが国古代史を解明する上に、貴重な慣習が豊富に伝承されていたはずである。精（生田精（人名）―引用者）の調査が、中道にして廃せられたことは、惜しみて余りありといわざるをえない」と述べている。^(注24) 明治期の民事慣例調査は、沖繩まで及ぶことはなかったが、近代日本と社会と法（慣習）を考える上で民事慣例調査の意義は大きい。^(注25) 同じように、宮古島における明治期の旧慣調査書は、近代（旧慣期）宮古島の歴史や民俗のみならず、近代日本の法や社会を考えるうえで、その意義は大きいと思われる。

注 23

手塚豊・利光三津夫編著『民事慣例類集 附 畿道巡回日記』（慶應義塾大学法学会、一九六九年）および風早八十二『全国民事慣例類集』（昭和十九年、日本評論社）を参照。

注 24

手塚・利光、前掲書。

明治期の民事慣例調査の意義について述べた論文は多いが、ここでは前掲書のほか、福島正夫「明治初年における西欧法の継受と日本の法および法学」『日本法とアジア』仁井田陸博士追悼論文集（勁草書房、一九七〇年）を紹介しておく。

凡例

- 1 旧漢字は、新漢字に直し、判読できない文字は、推定の字数だけ□で示した。人名（姓と名）についても、歴史上旧漢字で表記されることが定着していない限り、新漢字になおした。
- 2 独特な用語は、語注を付した。また、読みにくい単語には読者に配慮して、ふりがなを右傍に五ポイントで付した
- 3 原本の欠字や判読不能文字、誤写と思われる文字については、推定できる限り本文中に、確度が高いものは「」で示し、いまし検討の余地があるものについては「カ」で示した。なお、本文中で示しがたい校訂注は、下段に示した。
- 4 柳田國男の筆跡と見られる傍書による訂正や頭注があるが、傍書については原本に則して本文右傍に示した（右傍の活字サイズは七ポイント）。頭注については、「頭注」の文字のみを示し下段に頭注文字を示した。柳田は、書き癖のある書体（文字）についても、右傍に訂正文字や「ママ」と表記しているが、この場合、右傍の訂正文字や「ママ」は特に表記しなかった（例、^筭〔等〕^等〔ホ〕↓「筭」「等」）。訂正例には、^仕〔任明請地〕と「壳」^穀のケースがあるが、\のケースは、右傍の文字を本文に採用した。Ⓜ、Ⓝなど、チェックの印はあるが、右傍に訂正文字がないばあいは、そのまま表記した。
- 5 「」は「コト」と表記した。「^斗」は「トキ」、「^斗」は「トモ」と表記した。
- 6 読者に配慮し、慣用的な宛字（または誤用）は、「吊」は「弔」、「ホ」は「等」、「壳」は「穀」、「計」は「斗」、「節」は「節」、に直した。また、略字は正字に直した（例、^斗↓雖）。
- 7 原本には句読点はないが、読者の便宜に配慮して、句読点や中黒を付した。また、「明治十七年

- 旧慣調査書」では、たとえば「礼之部」、「吏員」など、分類項としてまとまっている項目の場合、一行スペースを空けた。「明治二十一年旧慣調査書」においても原本に分類項がないため分類項は示さなかったが、編者の判断でまとまった項目の前後を一行空白にした。
- 8 借金証文については、その係累が特定できないようプライバシーに配慮し、姓の部分をその字数だけ〇〇〇で表記した。
- 9 割注は原本の体裁を生かした。なお、割注の体裁であっても次行への移行を避けるために割注形式なっている場合は、本文に挿入した。
- 10 語注にあたっては、『沖縄大百科事典』（一九八三年、沖縄タイムス社）および『石垣市史叢書』1～15（石垣市役所）を参照した。その場合、「参△」「参□」と表記した。
- 11 ふりがなおよび語注の読み方は、原則として日本語的な読み方を示した。語彙的に沖縄（宮古）独自のものは、ウチナーグチ（沖縄読み）またはミヤークフツ（宮古読み）を示した。
- 12 筆耕作業は共同で行い、解題は研究会での討論をふまえて、平良勝保が執筆した。

明治十七年旧慣調査書

礼之部

冠

一 男子ハ、何歳ニシテ敬髻ヲ結ブカ。

十一或ハ十三、十五歳ニ敬髻ヲ結ブ。

一 敬髻ヲ結ブ時、祝儀ハ如何。親戚故旧等ヲ招請スルカ。酒肴等ヲ排設シ、音曲ヲ奏シ舞踏ヲナスカ。夫レニハ、定式ノ歌曲等アルカ。又、酒者ニモ定式ノ定数アルカ。

近キ親類ヲ招請シ、応分ノ酒肴差出相祝以外ニ、音曲舞踏又ハ定式ノ歌或ハ酒肴等ハナシ。

一 女子モ何カ、笄礼ニ当ルベキ式アルカ。

笄礼ニ当ルベキコトナシ。

一 同上ノ時、門ニ貼スル朱紙ノ聯句ハ、定式ノ文句アルカ、又門ニ止ラズ室内ニモ之ヲ貼スルカ。

門又ハ室内ニ貼スル聯句ハ、大抵定式ノ文句、左ノ通

正逢吉且加元服 成人束髻向南座

須棄幼心学大人 長者執冠指日加

一 定式ノ月日等アルカ。

定式ノ月日等ナシ。

婚

敬髻

かたかしら 敬髻とも書く。明治二十六年頃までの男子の髪型。宮古では、人頭税廃止運動の展開と共に、断髪(現代の髪型)が普及した。参因
こきゅう 以前からの知り合い。
しゅこう 酒と肴(魚) 酒のつまみ。
いか・いかん どうか。

故旧

笄礼

けいれい 笄(こうがい)簪を差し始める儀式。転じて、女子の成人儀礼。

聯句

れんく 板札に記された一対の文字(句)。聯は、対の意。大切な儀式(めでたい席や法事)には、それにふさわしい聯句が門や室内に掲げられた。八重山では、現在でも御嶽の拝殿両脇に掲げられている。宮古では、聯句の残存は確認されていないが、平良の本村家には、法事の時の聯句の写しが残されている(平良勝保「本村家「報本」碑・法事関係史料紹介」『宮古、平良市調査報告書(3)』No.25、沖縄国際大学南島文化研究所)。

一 男子ハ、凡^{おしな}テ何歳ニシテ娶ルカ。女子ハ、何歳ニシテ嫁^かスルカ。

定ムル年ナシ。十七、八歳ヨリ、三十歳マテ娶嫁ス。

一 娶嫁ハ、總^{すべ}テ媒^{なだち}ニ頼スルカ。又ハ、野合^{やごう}シテ夫婦トナルモノカ。又ハ、少小ノ時ヨリ父母頼^頼メ
婚約ヲナスモノアルカ。

嫁娶ハ大礼、總テ父母媒ヲ頼メ〔ミ〕、婚約ヲナス。野合シテ夫婦トスルモノナシ。

一 夫婦ノ年ノ釣合ハ如何。婦^{つま}、夫ヨリ長スルヲ例トスルカ。長セサルヲ例トスルカ。

例トスルコトナシ。

一 従^い兄弟^と姉妹^と、再^{また}従^{また}兄弟^{また}姉妹^{また}等、親戚間ニ於テ、婚姻ヲ結ブモノアルカ。
ナシ。

一 甲村ノモノ乙村ノモノト結婚シ、又ハ甲間切ノモノ乙間切ノモノト結婚スルノ例アルカ。

隣村ノ例アリ。

一 妻ヲ娶ル者ハ、雑用等ノ名目ヲ以テ、金円ヲ女家へ送ルノ例ナキカ。其金額ハ、凡^{およそ}幾許ナルカ。

又、離婚ノ時ハ、其金ハ再ビ夫家へ返スヘキノ例ナキカ。其外ニモ幣札等アルカ。

妻ヲ娶ル時ハ、雑用ハ財力次第、米粟一^{校注2}斗^{校注2}又二、三俵ヲ女家へ送ルモ、離婚ノ時其米粟ヲ返

校注2

原本には「計」とあり、右傍に柳田の筆によると思われる「斗」が記されているが、近世の文書では「計」は「斗」の慣用の宛字であるため、「斗」とした。

一 妻^妻ヲ置^おクモノアルカ。妻ハ身代金トテ、多少ノ金額ヲ以テ買フ風ニアラザルカ。其代価ハ、凡^{およそ}幾許ナルカ。

頭注 割付租税

稀^{あがな}ニ妻ヲ有スルアルモ、金額ヲ以テ購^{あがな}コトナシ。単ニ割付ノ租税ヲ弁入ルニ止ム。

一 娼^{あがな}妓ヲ以テ、妻トスルモノアルカ。
ナシ。

校注1

原本は、「女子ハ□□□ハ何歳」となっている(□は空白を示す)。他の史料を参考に誤写と判断した。やごう 正式の婚姻手続きによらない夫婦関係。

一 夫トナル人、婦ノ人(校注3)ニ至リ親通(迎カ)スル時ノ模様ハ如何。親迎シテ後チ兩三日間、夫ハ遊郭

ヘ留宿シ、家人モ酒肴ヲ携ヒ(ヘ)、親戚・故旧ヲ迎ヘテ遊典(興)スル等ノ例ハナキカ。

此章ハ、多ク那覇市中ノ風俗ナルモ間切中ニアツテハ、此ニ換ルニ別習慣アルヤ否(ヲ)ノ調タシ。

結婚ノ当日ハ、夫ハ婦家ニ至リ酒・吸物等ヲ饗シ礼ヲ行モ後チ、兩三日間遊フコトナシ。或、礼

当日小(ハカ)近キ親類ヲ招請スルニ止ム。

一 婦トナル人、始テ夫ノ家ヘ帰ル時ノ衣服裝飾、其他ノ模様ハ如何。

分ニ応シテ裝飾善粗ハアルモ、一定窮(主マ)リナシ。

一 夫婦ト公認スルハ、何々ノ事ヲ為シタル後ナル子(平)。

婚姻(校注5)礼ヲ挙タルヲ以テ公認ス。

喪

一 人死スレバ、第一、第二、第三ノ手續、如何。僧ヲ請スルカ。僧、幾人ト定リアルカ。

人死スレバ、第一髻ヲ結、装束、第二屍ヲ棺ニ入、僧ヲ請テ読経シ、第三棺ヲ龕ニ入墓所ニ送ル。

僧ヲ請ムルハ分限ニ応シ、三人又一人ト窮(ス)リナシ。

一 棺ニ收ル前、屍ヲ浴スル等ノ事アルヤ。

人死スレバ、直ニ浴スルヲ以テ礼トス。

一 鉦(カネ)ハ死スルト直ニ之ヲ鳴スヤ。将(ま)、二点カ、三点連カ。

鉦ハ打鳴スモ、点例ナシ。直ニ連々鳴スルナリ。

一 棺ハ坐棺カ、臥棺カ。

一 屍ヲ棺ニ収ル時、屍ノ動揺セサル様物ヲ棺中ニ詰ルハ、何ヲ以テスルカ。又、死セシ人、平生珍

校注 3 「人」は「家」の誤記か。親迎 しんげい この用語は、県庁官僚の用語と思われる。地元役人の説明を勘案するに、「婦(つま)」の家に赴くことから、宮古でいうところの「初酒盛(パツザキナムス)」であろう。「す」は、中舌音を示す。

校注 4 近世文書では、「究」「極」は、「決め」の意に用いられる。これらの例から「窮リ」は決まり、と解釈した。

校注 5 原本改行ナシ

頭注 死者結髪

龕 がん 遺体を墓所まで運ぶための輿(こ)。かつては各部落にあったが、火葬が普及したため用いられていない。参

頭注 臥棺

珍愛 ちんあい 非常に大切にすること。

愛器物ハ、棺中ニ入ル、ノコトアルカ。又、其外ニモ親屬ノ爪ヲ入ル、等ノ事アルカ。

棺中ニ衣類、亦枕等ヲ入ルモ、其他ノ珍器ヲ入ルノ事ナキヲ以テ、定例トス。

一 洗骨祭ハ、三年後之ヲ為スカ。其骨、始末ノ方法ハ。

頭注

頭注 小児ノ場合
常人洗骨セス

三年ノ後、亦四・五年、七・八年ノ後、洗骨祭ヲ挙グ。其骨始末ノ方法ハ、清水ニ洗ヒ、紙布等ニテ拭ヒ、壺ニ入レ、墓ニ入收スルモ、七歳以下小児ハ本墓ニ入り「レ」ズ、総テ寄り合シ合葬シ、洗骨ノ式ヲ挙キ「ゲ」ザルヲ以テ通例トス。又、洗骨ハ富豪者カ上等人ニ於テ、之ヲ為ス。

一 喪中、簪ヲ脱スル等ノ事アルカ。

喪中ハ簪ヲ脱セリ。

一 喪中ハ衣服ハ如何。
喪カ

白衣ヲ着スルナリ。

一 喪中結髪スルコトアルカ。

喪中結髪スルコトナシ。

一 喪中、他人接スル平常ト異ナルカ。

喪中、他人ト広ク接スルコトナシ。見舞人ト接スル「レ」トモ、始終哀傷ノ心アルニ依リ、自然

平常ト異ナリ「ル」。

一 人死シテ後、三日、七日ニ、弔祭等ノ式アルカ。其酒肴ヲ備ルカ如何。其後、^{ふたなのか}二七日、^{みなのか}三七日、

四十九日、一周忌、七年忌^{など}杯ト同断ナルカ。

三日、四十九日マテハ、七日毎ニ、一周忌、七年忌杯ハ、香花・茶菓子・精膳料理備へ、弔祭ス。

一 酒者ヲ備ヒ「へ」、墓所ニ祭式ヲナスハ、何月何日ナルカ。

頭注

正月十六日、三月清明ノ節ナリ。
^(校注)

精膳料理 しょうじんりょうり 精進料理
の異表記と思われ。質素な料理。

頭注 正月十六日

校注 6 原文改行ナシ

一 祖先ノ祭式ハ、春夏秋冬ニ依ルカ。単ニ其命日ノミナルカ。

春分、秋分、盆祭、正月十六日、清明、命日等ニ、財力次第、香花ママヲ「トカ」茶菓子、料理杯ヲ備

ヒ（へ）、家内・墓所ニ於テ、祭式ヲ執行ス。

一 盆祭ハ、如何式アルカ。

七月十三日、萩カ「荻」、九年母、阿且実ワカニ供シ、十五日マテ、茶・々「茶」請・二汁二菜ノ料理ヲ

供ス。十六日ノ暁、三味物ヲ備ヒ（へ）、焼祭終テ門外ニ送ルヲ例トス。

〔祭〕

一 各御嶽、神祠祭費ハ村費・間切費カ、其主祭者亦神歌・神舞ヲナスカ。将夕マ、其装束ハ如何。

一 祭費ハ村費、祭主ハ「ノ」装束ハ、白衣、神歌・神舞等ハナシ。

一 地頭火ノ神、火土地君等ノ神ヲ祭ルニハ、式如何。

一切ナシ。

一 麦ノ穂祭ハ二月何日ナルカ。将夕マ、酒饌ママヲ備ヒ、農家業ヲ休ム等ノ事アルカ。

一 酒饌ヲ供シ、農家業ヲ休ム「ミカ」スルモ「ノ」ナシ。年々蔵元ヨリ其祭日ヲ不明（校注5）文ヲ例トシ、之レ

ヲ祭記定メト云フ。

一 四月アブリシカ払ハ

ナシ。

一 五月稻ノ穂祭、六月稻ノ大祭ハ

五・六月ノ間、米粟ノ大祭ヲ拳々、酒・米・粟ヲ備へ、祭式ヲ為ス事アリ。

頭注 三味物

三味物 さんみもの 御三味ともいう。久

米村では、鶏・魚・豚肉を御三味と

いつた。現在では、肉や豆腐の煮し

めなど神仏への供え物をいう。参因

萩「荻」 ブーギオ（すは中舌音）。沖繩の

方言名ウージ（サトウキビ）の宛字。

九年母 くねんぼ 中国から渡来したミカ

ン。宮古方言 フニズ（す）。参因

頭注 神歌神舞ハナシ

地頭火ノ神 じとうひのかみ 沖繩本島地

域では集落ごとに、地頭火の神が祀

られている。宮古ではこの例はない。

先島は、王府役人の直接的な知行地

われる。参因

土地君 とちくん 土地公、土帝君と

もいう。中国に由来する土地を守る

神。参因

酒饌 しゅせん 酒と食物を供えること。

頭注 祭記定メ

校注7 近世文書では、「盆」を「文」と

記す例がある。お盆のことか。

アブリ払 あぶしばれー 沖繩本島地域で

は、旧暦四月田植えのあと、畦（ア

ブリ）の草を払い、虫払いを行う。

宮古では田がほとんどないため行わ

ないが、旧暦二月ムスノウジ、ムル

ンと称される、虫払い行事がある。

参因

吏員

一 筆算稽古人、文子推挙ノ法、如何。
頭注

本島、筆算稽古人、文子ノ名目ナク、士族ハ公務ノ星功ヲ以テ、功重次第推挙スルナリ。

一 地頭代以下、役職交代年限アルヤ。本人望次第ナルカ。

本島ニハ地頭代ノ名目ナシ。頭以下ノ役職交代ハ年限ノ定ナシ。存命中勤ムルナリ。

戒罰

一 不孝・不貞ノ者。

輕重ニ依リ、窄込亦ハ流刑等致スコトアリ。

一 放蕩無類〔賴〕ノ者。

全上。

一 他人ノ物品又田野作物等ヲ盗ミシ者。

罰ノ輕重ニ応シ、窄込日數長短アリ。且、兩三度犯スル者流刑セリ。之亦年限アリ。

一 猥雜ノ行アル者。

士族出勤留、或ハ科米亦ハ職務免。平民ハ、科鞭・科策・籠込等召行コトアリ。

一 其他、總テ不正所為。

全上。

遊戯

一 年中各地業ヲ止、遊戯ヲナス時期、則綱引豊年躍ノ類。

頭注 星功

筆算稽古人 ひっさんけいこにん 沖繩本

島地域の間切や村では、地方役人養成のため筆算稽古所が設けられ、地方役人層の子弟が通った。これらの人々は、筆算稽古のかたわら、役人の業務を加勢し、間切や村の仕事に身をつけていった。参

文子

てくご 筆算稽古人の最初の登竜門が文子である。その後、掟、首里大屋子などへ昇進していく。宮古島蔵元では、若文子または仮若文子がいる。蔵元の最下級役人であるが、沖繩本島地域の文子とは若干性格が違ふ。参

星功

ほしこう 勤星ともいう。一日勤務すれば星一つと計算される。いわば非常勤であっても星功は加算されていき、星功の多い者から役人に登用されていく。参、平良勝保「近世先島役人の勤書について」(『沖繩文化』通巻76号)

地頭代

じとうだい ジトゥデー 沖繩本島地域の間切の筆頭役人。

頭

かしら 王府時代の宮古・八重山の行政の長。大首里大屋子ともいう。

窄込

ろうこめ 牢屋に入れること。「籠込」に同じ。前記「公事帳」には、「牢舎」「牢込」の用例がある。

科鞭・科策

かべん、かさく、いずれも、科(とが)ムチのこと。平民は、罰として粟を求められても、支払い能力がなかったため、ムチで打たれた。「宮古島科人公事帳」には、寺入十日に準じ、五ツムチで打たれることになっている。

頭注

年中各地、遊戯シテ業ヲ止コトナシモ、豊年ノ節、村次第上納穀皆納祝トシテ、七・八月頃、鐘

頭注 鐘・鞞 かね・つづみ かねと鼓のこと

頭注

・鞞ヲ打、繩引杯ニテ遊戯スルコトアリ。

遊戯ハ貴賤ノ別アルカ。將、男女別アルカ。

頭注

競馬ハ士族ニ限ル。其他區別ナシ。女ハ三月上巳ノ外、遊戯セサル方ナリ。

頭注 競馬 三月上巳 さんがつじようし 上巳とは五節句のひとつ。女兒の祝う節句でひな祭りのこと。宮古では、三月三日(サニツ)には、女の節句といわれ、女性達は浜にでて遊ぶ習慣があつた。校注 8 「沖繩島恩納間切取調書」参照。

旅立

一 凡ソ旅立ト称スルハ、内外遠近ノ差別アルヤ。

頭注 旅立

那覇・八重山・多良間島へ渡航スルヲ旅立ト云フ。

一 旅立ニ臨、親儀〔戚カ〕古昔〔老カ〕ヲ招キ、張リ別ヲ告ルヤ。

旅立〔ニ〕臨テ、親戚・知人招待別告、出鑑繼ノ日ハ亦全おなじシク祝スルナリ。

一 別ヲ告クルニ、錢別錢カヲナスヤ。

親戚・知人志次第、錢別スルコトアリ。左レトモ、貴賤ノ別ナシ。

一 旅路コトヲ終エ、帰宅ニ当リ、妻会宴カスルヤ。

迎妄宴カスルナリ。

相統

一 跡相統ハ必ス一男ニ限ルカ。

然リ。

一 二三男ヲシテ相續セシムルコトハ(已ムヲ得ザルトキ)ナキカ。

祖家継子ナキトキハ、末家(リ)自レ本家ヲ繼、二三男ヲシテ末家相續セルナリ。

一 女子ニシテ相續スルコトアルヤ。

男子ナキハ血統深キ親(戚)方ヨリ相續シ、女子ハ相續セズ。

一 分家ニ臨、地所財産ヲ分与スル慣例アルヤ。亦与フト否ハ父母勝手ナルヤ。

地所財産ハ分限ニ応シ分与スル慣例ナルモ、与ヘザルコトナシ。

頭注 女子相續ナシ

租税未納者

一 所有財産ヲ売却シ上納スルコトアルカ。

年柄ニ依リ、租税不足者財産ヲ売却シ上納スルモ、向キ売却スルコトナシ。不明

一 未納者親戚亦ハ与中(ふみ)・村中へ負(担)セシムルコトアルトキ、其手續如何。

係役人ガ番所向足車(ナカ)ニ入、亦ハ窄込等ヲ以テ取締シ、尙未納ナレバ両三年督促スルモ尙不足トレ

一 年賦トシ、士族自己ニ、平民ハ其村中へ賦課スルヲ以テ島則トス。

一 未納者、村内共有金穀ヲ以テ繰替ノコトアルヤ。

員表(ママ)〔貧者(カ)〕ニ在テハ、畜〔蓄〕積穀ヨリ繰替ス。

一 全上返償法ハ。

多額八年賦、小額ハ翌年新粟收穫ニ際シ、返償スルモ利子ナシ。

頭注

足車

あしぐるま 前「公事帳」に見られる「枷号(かせごう)」のことである。「公事帳」には、租税未納者に対するこのような厳しい規定はない。廃藩置県後、租税滞納問題が深刻になるにつれ、このような厳しい処罰を伴っていったと考えられる。

地所

一 百姓地、各家ニ於テ古来所有ノ儘(地所割換アリト雖、坪数ノ増減ナキヲ云フ)之保有スルカ。又ハ村内(人口カ)ノ増減ニ從ヒ分配ヲ為

スコトアルヤ。其手續如何。

所有ノ儘保有シ、〔人口〕^(校注8)増減ニ従ヒ配分スルコトナシ。

一 米麦、其他雜穀納期。

米粟ハ八月ニ、大豆ハ十月、麦・菜種子ハ三月ニ納ムルナリ。

一 屋敷地モ百姓地^{じゆう}全様分配スルカ。

屋敷分配スルコトナシ。

一 村内建家ノ余地ナキトキハ如何。

余地ナキトキハ、隣村ニ建家スルナリ。

一 右ノ場合ニ於テハ、更ニ田畑ヲ家〔屋〕敷地ニナスコトアルヤ。

頭注

田ハ屋敷地ニナスコトナキモ、畑ハ屋敷地ニナスコトアリ。

一 又、右等ノ節ハ隣村ニ移居スル等ハ勝手ナルヤ。其取扱ハ如何。

隣村移住スルハ勝手ナラズ。双方村吏許可ヲ得、移住ス。

一 村内^{戸ロカ}増減ニ従ヒ、屋敷地、百姓地共分配スルモ口トスルトキハ、一家数人ノ兄弟分家スルニ

夫々分与スルカ。

分家スルトキハ、相応ノ配与ヲ為スコトアリ。

所遣

一 所遣穀ヲ賦課スル方法。

全島中、各村正頭ニ応シ、蔵元ヨリ賦課シ^{ママ}敷地所ヨリ課セズ。

一 村亦間切負債ヲ起ストキハ、吏員ノ所具^{見カ}ニ住スルカ。上納穀不足・貢布入費不足等ノ際起スト、

校注 9 原文空白

頭注 畑屋敷成

所遣 ところづかい 蔵元および村で使う費用。いわば、宮古島の地方税。
正頭 しょうず 成人で税負担者。十六歳から五十歳まで。

村吏ト村中ト協議ニ^{ママ}〔ヨリカ〕官所ノ許可ニ〔ヲカ〕^{ママ}〔得カ〕ル。而シテ、返償ハ村中出物ヲ以テス。

地所建物并墓地売買譲与

- 一 墓地新設、夫々出願手續ハ
- 一 墓地、相對相談ノ上買入新設ス。公所へ出願セズ。
- 一 地所・建物・墓地等ヲ買入譲与手續
- 一 売買譲与ハ、売買主ノ私談ニ止ム。
- 一 全上証書ヲ受授スルカ。
- 一 然リ。受授ス。
- 一 売買ハ永代譲与、又ハ年限譲与、或ハ何時ニテモ買戻譲与アルカ。
- 一 有リ。
- 一 年限譲与内、買戻出来ザルトキハ
- 一 更ニ約年延証書ヲ出ス。

書入・質入・金銭貸借

- 一 書入・質入・金銭貸借、其取扱亦証文雛形ハ^{金カ}
- 一 子・穀物請品貸借書入・質入セザルモ、証書大抵ハ左ニ^{諸カ}
- 一 証文
- 一 粟 何俵

書入

かきいれ 書入は、現在でいう担保差し入れ（**抵当権**）のようなもので、占有を移転せず、万一支払い不能になつた場合は、その土地の交付か何らかの処分を行つて決済するといふ約束のこと。

質入

しちいれ 書入と違い、占有が金銭の貸し主に移る。使用収益権は、貸し主に移る。

一利 同 何俵

何俵何斗

但、質物所持何々

右、慥ニ御借用仕置申候。尤、御返弁之儀ハ、来夏新粟ヨリ無滞首尾方可仕候。若相違之儀共御座候ハバ、質物ノ通御引取可被成候。為後証如斯御座候也。

月 日

一 右証文面ニ相違、返弁能ハザルトキハ。

人体ニ依リ、取扱寛嚴、各差別アリ。

一 質入・書入スル所ノ者〔物カ〕ハ、直ニ本文〔人カ〕所有ニ販スルヤ。

約定無之上、本人所有ニ販セリ。

一 身代限、処分アルカ。

然ラズ。身代限ナシ。子孫ニ至テモ返弁ス。

上納金穀・共有金穀私借

一 上納金穀取立并運送法

各村上・中・下・下々男女ニ応シ賦課イタシ、帳面勘定、官所取調ノ上一人持高板札、ハラ算ニ明約、人民中へ割渡、各村番所へ徴収、船々来着、那覇へ運送ス。

一 吏員上納穀私借セシトキ処分ハ。

私用穀高弁償マテ出勤留、皆納ノ后、寺入申付。

一 右弁償ハ、家屋財産売却ノ上、徴収スルカ。

校注 10 原文改行なし

頭注

下々
ハラ算

ハラ算 わらざん 藁算のこと。藁繩を結んで、記録と計算に使用した。いわゆる人頭税は、板札と藁算によって納税者に通知された。参

頭注

寺入

然リ。売却ノ上、弁償尚不足、年賦皆納。

一 私借罰ヲ寛宥シ、年徴収スルトキハ、當時上納スル処ノ金穀ハ、如何シテ償フヤ。亦利子アルカ。

年賦ニテ徴収スルトキハ、當時上納スル処ノ金穀ハ、畜〔蓄〕貯穀ヨリ神〔押カ〕へ、亦遊〔ママ〕

カ〕徴スルニ利子ナシ。

一 私借金穀ヲ親戚金〔ママ〕〔全〕償スルトキハ、其罪ハ問ハザルカ。

寺入ハ行フ。

一 右戒罰ヲ受ケ、辞職ノ後、謹慎悔悟スルトキハ、再ヒ元役ニ復スル等ノ例アルヤ。

戒罪〔罰〕ハ、公務ヲ禁スルマテニテ、辞職等セズ。

模合

一 大模合トハ、總オベテテ金額幾十円位以上ナルカ。

大模合・小模合ノ別ナシ。粟四俵以内ノ模合ハアリ。

一 模合ノ起ル訳ケハ。

盆〔貧〕困人ヲ助ス。亦、不幸員〔ママ〕〔貧カ〕〔校注11〕寄〔困者カ〕ヲ援助スノ事情ヨリ起ル。

一 模合ハ男女トモアルカ、亦盟約ハ。

男子ニ限ル。亦、盟約ノ如キナシ。

人身売買

一 人身売買ハ独り婦ノ嫁シ后チテ、奉公人トナルハアルモ、他記ス事ナシ。

校注 11 金武間切の「旧慣調査書」によれば、「貧困者」となっている。

人身売買 じんしんばいばい 人身売買は、一八七二年（明治五）の太政官布告第二九五号によつて禁止されている。沖縄県でも、明治十四年頃の記録に人身売買が禁止されていることが見える。しかし、実質的な人身売買は、戦後まであった。宮古の場合、「糸満売り」が戦後まであったが、八重山の糸満漁民部落に売られたといわれる。なお、一部は宮古内の豪農（ウヤキヤー）に売られた事例もある。

付届

一 各村農事勤忽〔怠〕
頭注

春秋兩度農務役人、筆者、各村巡回、田島検分、隣村組ヲ以テ勝負、勝村上坐、負村ハ下坐ニテ

一 札、吏員褒美亦ハ致差引、耕作不行届村ハ構ノ筆者**サバコリ**トモ科策・科鞭。

一 馬場ノ濫觴らんしやう、何王ノ時、何人ノ計画ニ成リタルカ。
頭注

本島中、下里村ニ一ヶ所、乾隆廿五年辰在番大山親雲上在勤中計画。

一 全所人民集合年カニ何回ナルカ。
頭注

定メナシ。豊年祝、其他祈願ノ砌みざり競馬ス。各村人民見物ハ勝手タリ。

右ハ、明治十七年編纂課へ廻答書ナルヲ、**宮古島役所**往復綴ヨリ抜書

頭注 馬場頭

頭注 サバコリ
サバコリ さばこり 捌理とも記される。

頭注 競馬
サバコリと称されることが多い。頭以外の蔵元・村役人のこと。参因

在番 ざいばん 王府時代、宮古・八重山

大山親雲上 おおやまべーちん 宮古島在番として、乾隆二十五年（一七六〇）

から同二十七年まで赴任した（『宮古島在番記』、『平良市史』第三卷）。親

雲上とは、王府時代の位階で、従七品から従七品。宮古・八重山では、

頭が親雲上であった。参因

宮古島役所 みやくじまやくしよ 廃藩置

県（一八七二年）から一八九六年（明治二十九）まで沖繩県の機関として

置かれた役所。同年四月一日、宮古島庁となり、一九二六年（大正十五）、

宮古支庁となった。参因

明治二十一年旧慣調査書

旧藩政中、人身売買ハ禁制ナリシヤ。將、自由ナルヤ。

人身売買ハ、旧藩政ヨリ禁制ニ候。

模合^{もあい}ノ種類モ幾何アルヤ。

頭注

模合種類ハ、一ツアリ。即、寄替模合ト云フ。

模合組織ノ際、為ス可キ手續并仕形如何。

各掛高ヲ記載シ、書類保存ト受領者ノ順序ニ依リ格護スルヲ例トスル由ナレトモ、近来絶テナシ。

大ナル模合ニテ壺前ノ掛銭高ハ大概幾何許ナルヤ。

年粟六俵位ヲ最大トス。

大ナル模合ニテ凡幾人ナルヤ。

六・七名位ナリ。

小ナル模合ニテ、壺前ノ掛銭高ハ幾許ナルヤ。

年粟一俵位ヲ最モ少トス。

小ナル模合ハ凡幾人程ニテ組立ルカ。

七・八名位ナリ。

大模合ト小模合ト何レカ最モ多ク行ハレシヤ。

小模合最モ多シ。

頭注 寄替模合

格護 かくご 保管・管理。

人民ハ、戸毎ニ模合ヲ為シ居ルヤ。

最モ稀ナリ。

凡幾前為シ居ル者カ最モ多ク為シ居ルヤ。

大小共ニ前掛ケル者少ク、一前通常ナリ。

模合事件ニ付、難事ノ起リタルトキハ、如何シテ和解セシヤ。

難渉事ノ起リタルトキ落着セザルトキハ、模合人数總禿^{そごはげ}ニテ訴訟ヲ仰カズ。

模合ヲ不納セシ者アリタルトキハ、如何セシヤ。

不納者ハ、受領者ニ延期ノ相談ヲ為スヲ例トス。

雑穀模合ナルモノアリシヤ。

雑穀模合アリテ、金錢模合ナシ。

模合ハ、幾百拾年以前ヨリ起リタルモノカ。

五十年前ヨリ起リシト云伝フ。

金錢物品貸借ハ、往古ヨリ民間ニ行ハレ居ルヤ。

金錢ハ、往古ヨリ通用セズ、品穀貸借ハ往古ヨリ民間ニ行ハレ居候。

其貸借ニ保証人、即チ口入人ヲ立ルノ習慣アリヤ。

貸借物品ハ、証人〔文カ〕ヲ認め、口入人ヲ立ルヲ士族中ノ習慣ナリ。去レトモ、平民等互ニ貸借

物品ハ文字不通ニシテ、証文ヲ要セズ。口入人ノ商談ヲ証憑ト定メ、貸借自由ナリ。士族ニシテ物

品ヲ平民ニ貸与スルトキハ、証文ニ口入人ヲ立テ、借物ト引替エルヲ習慣トス。他ニ証文差入ノ制

限無之候。

口入人 ぐちいれにん 保証のこと。口入人は日本では仲介人のことであるが、近世琉球史では保証人の用例が多い。

口入人ニハ一門親類ヲ立ルヤ。又ハ朋友・知己ヲ立ルガ習慣カ。

親屬・朋友ニ限ラズ、己ノ意ニ任セリ。然レトモ、親屬尤モ多シ。

旧藩政中、士族戸主ハ実印ヲ所持シ居リシヤ。

所持スレトモ制限ナシ。

士族ニシテ戸主ニアラザルモノモ印判ヲ所持シ居シヤ。

是又所持スル習ニテ制限ナシ。

無系頭注即チ百姓ノ戸主ハ実印ヲ所持スルノ例ナルヤ。

百姓ハ、印形所持セザル旧慣ニテ拇印ノミニ限。

他人ノ印形ヲ借り之ヲ用ユルノ習慣アリシヤ。

他人ノ印形ヲ貸〔借〕リ代用スルハ旧藩政中ヨリ嚴禁ニテ、即チ別紙第三号写ノ通りニ候。

印形ヲ所持セザルモノハ拇印ヲ為スノ習慣ハナキカ。

頭注士族ニ限リ拇印セザル習慣ニテ、百姓ハ拇印ノ習慣ナリ。士族ニシテ印形所持セザルトキハ、拇

印ヲ用ユルコトモアレリ。

金銭物品ノ貸借上ニ関シ、差縫さしもつれレノ起リタルトキハ、何処ニ訴出シヤ。

物品貸借上差縫ノ起リタルトキハ、蔵元へ申出、全役人取調ノ末、案書ニテ在番・頭へ申出、在番

・頭ノ裁決ヲ仰ギタル上、第三号写ノ通仰渡サル。

其訴ヲ起サ、ル以前、組合親類又ハ村方限処分セシコトアリ〔ヤ〕。右等、処分方ニ付、何カ内法ア

リヤ。

相對私談迄ニテ、他ニ内法ナシ。

頭注 無系

頭注 拇印

内法

ないほう。村または宮古一円にのみ通用する法。国法（琉球一円に通用する法）に対して内法と呼ばれた。後に公民館規約等に採用されたものもある。

頭注(校注12)
仕明請地ヲ売払ノトキノ仕形ハ如何。

仕明請地ト称スル地名ナキニ付、売買スルコトナシ。

右ニ質物トナシタルトキハ、任明地帳ヲ質取主ヘ相渡スベキ習慣ナリヤ。

前項ノ通り仕明請地ノ区別ナキ故、質物ノ習慣モナシ。

百姓地ヲ質物ト為スコトヲ得ベキヤ。

本項ノ如ク性質ノモノハナシ。

頭注
村方ヨリ割当ラル、処ノ百姓地ヲ、居村ノ人民又ハ他村人民ニ小作為サシムル事ヲ得ベキヤ。

前項同断。

間切又ハ村ト村トノ境界ハ一定ノ標線アリヤ。

間切又ハ村ト村トノ境界ト称スルモ、一定ノ標線ナシ。

若シ、標線ナキナレバ、境界争ヲ生ジタルトキハ如何、其取扱方法アリヤ。

田畑境界ノ争ヲ生スルトキハ、農務係ニ於テ双方ノ訴訟、隣所・与中取調ヘ、境界明白一定スルナリ。

人民相互ニ屋敷地又ハ田畠ノ境界線ヘ何ヲ以テ表ルヤ。

人民互ノ屋敷地又ハ田畠ノ境界線ハ、石垣若クハ籬等ニテ境界ヲナセリ。

墓所ノ売買又ハ書入ト為スコトアリヤ、若シアレバ、其際売買又ハ書入トナシタルコトヲ官衛ヘ届出シヤ。

墓所ヲ売買スルコトナシ。故ニ、届出コトモナシ。

墓所売買又ハ書入等トナスニハ、一門親類ノ連印ノ証書ヲ買主又ハ書入・質取主ヘ相渡サ、ルモ、売

頭注 仕明請地
校注 12 原本は「任明請地」となっているが、頭注を右傍に示したため、示すことができなかった。
仕明請地 しあけうけち 開墾により所有が認められた土地。

注 小作ナシ

主若クハ書入主ノ一判ニテ差支ナカリシヤ。

墓所ヲ売買スルコトナシ。故ニ、本項方法モナシ。

婚姻取結ノトキハ、先以テ媒妁〔酌〕人ヲ主^{立カ}テ、然ル後、其ノ婦トナルベキ者ノ方へ申入ルヤ。又ハ相〔双〕方ノ父母互ニ協議シテ^{取キ}販^取究ルヤ。

媒妁〔酌〕人或ハ相〔双〕方父母互ニ協議ヲ遂ケ^{ママ}取締〔結カ〕セリ。尤、媒妁〔酌〕人ハ親屬他人論セス、当人ノ見込ニ依リテ、之ヲ頼メリ。

夫婦トナリタルコトハ、何ヲ以テ表明スルカ。

結婚祝儀後チ、一週間ニシテ蔵元ニ届入ルヲ以テ表明セリ。即チ、別紙第四号写ノ通りニ候。

結婚ノ際ニハ、夫タルベキ者ヨリ婦ノ方へ雑用金等ヲ渡スベキ例ナリヤ。

^{頭注} 雑用品送付セズ、結婚ノ当日、夫方ヨリ酒・肴・穀類、婦方ヨリ衣類ヲ送ルヲ習慣トス。

雑用金ヲ相渡スベキモノナレバ、其高ハ大概幾許ナルヤ。

送物ノ多少ハ、其家計向ニヨル。

夫婦、故アリテ離婚ヲナシタルトキハ、其離婚ハ如何ニシテ表明スルヤ。

届書ヲ以テ表明セリ。

結婚セシトキハ、其旨官衛^衛ニ届シヤ。

届出ツ。

離婚ノトキモ、前全^{どう}様ナルヤ。

届出ツ

養子、若クハ養女ヲ為スベキコトアリヤ。

頭注 衣類ヲ女方カラ

頭注

養子女ノ禁制ナシ。依テ、之ヲ為セリ。

養子女ハ、多ク一門親屬中ヨリ為シタルカ。又ハ、他家ヨリ為スベキカ。

養子ハ、親屬中尤モ多シ。

養子女ヲ為シタルトキ又ハ養子女ヲ離縁セシトキ等モ、矢張官衛^衛へ届出シヤ。

養子女離縁ノトキハ、其旨届出。

家督相続ハ、其家ノ長男ヨリ為スベキカ。又ハ、二男・三男ニテモ父母ノ見込ニテ相続人ト為スベキコトアリヤ。

相続ハ長男ニ限ル。若シ、止ヲ得ザル事情アルトキハ、在番・頭へ願出、二男ニ続カシムルコトモアレリ。

飢饉災殃^{厄カ}等ノ難ヲ防ク為メ、予テ金穀等ヲ間切若クハ村中ニ貯蓄スル方法相立居リシヤ。

飢饉災殃^{厄カ}等ノ難ヲ防グ為、予テ金穀貯蓄スル方法、全島中ニ相立居候。

其貯蓄方法、如何。

其貯蓄方法、別紙第五号ノ通。

通常、金銭貸借上ノ利子ハ、凡何割ナルヤ。

金銭貸借ノ利子ハ、年式割ト旧藩政中制限アレリ。

穀物ノ貸借ニ付テハ、凡何割ノ利子ナルヤ。

通常雜穀貸借ハ二割半ナリ。

屋敷地ヲ借受ケルニハ、其借受年限ヲ定ムルカ。又ハ、無期限ナルカ。

頭注 養子女行□□〔ナフカ〕

年限ヲ定ム。

屋敷地ハ凡一坪ニ付何程位ノ賃料ナリヤ。

頭注 老坪通常、粟五升位ナリ。

他人ノ地所ヲ借受ケ、家屋等ヲ建設シタル后地主ヨリ立退ヲ求タル際ハ、直ニ其家屋等ヲ取毀テ〔チカ〕明渡サ、ル可カラサルヤ。又ハ、家屋ノ大小ニヨリ相当ノ期限ヲ立テルヤ。

最初ノ約定モアル故、其時々相互ノ相談ニ依レバ、猶余期限、凡定メ難シ。

若シ、期限ヲ立ルモノトスレバ、其猶余期限凡ソ何日許ナルヤ。

期シ難シ。

家屋ヲ借受ケルニハ、通常家賃老坪凡何程ナルヤ。

借家料、老坪ニ付粟四升五合ツヽナリ。

家屋ヲ借受ケタル者ニ対シ、家主ヨリ引移ヲ請求セシトキハ、其引移ニ付相当ノ余猶ヲ与フルヤ。

シ、余猶ヲ与フルモノナレハ、凡何日ナルヤ。

確ト期シ難シ。

借家賃ハ毎月払ナルカ。年払ナルカ。

年払或ハ月払モアリテ、一定ナシ。

隣地境界ハ、石垣若クハ竹籬等、其境界ヲ表ハシタル者〔物〕ノ中央ヲ以テ限界トスルカ。

中央ヲ以テ限界トス。

頭注 村若クハ間切持山林ノ樹木ヲ伐採スルニハ、制限ノ〔ヲカ〕相定居ルカ。

頭注 地子高シ

校注 13 原文は「余猶クヲ」となっているが、余裕の異表記と判断した。

校注 14 校注13に同じ。

頭注 村持林

間切持ノ山林トハナシ。村持山林樹木ハ随意ニ伐採ヲ禁ス。

若シ、制限アレバ^示拳□セヨ。

番所及人家造作ノ節、官所許可ヲ經テ柚山方検査ノ上伐採ス。

官林ノ樹木ハ伐採スルヲ得サルカ、又ハ官ノ許可ヲ受クレハ大木ト雖伐採スルヲ得ルカ。

官林ノ樹木ハ大小ニ^{かぎらず}不限官ノ許可ヲ受ケ伐採ス。

屋敷地内ノ樹木伐採ニ付テハ別ニ制限ナキヤ。

別ニ制限ナシ。

官林若クハ村・間切持山林ノ樹木ヲ伐採セシ跡ヘハ、苗木ヲ植付ル例ナルカ、将タ伐採スルモ^{そのまゝ}其儘打捨置クカ。

伐採木ノ跡トテ一々植付ルコトハナシ。

借地内ノ樹木ハ、借地主ニ於テ随意伐採スルヲ得ルヤ。

随意ニ伐採ヲ得ズ。

租税又ハ間切費等ヲ怠納シ時ハ、一門親属若クハ隣佑ニテ代納シ、能ハザルトキハ一村若クハ一間切

ニ於テ負担スルヤ。

負担ス。

^{頭注} 私生子ヲ出産セシトキハ、其生子ハ何人ニ属スルヤ。

私生子ハ、士族・平民ニ係ハ〔ラ〕ズ、其母ノ籍ニ編入ス。但産婦平民、密夫士族ニテ相続者ナキトキハ、双方親類連署ノ出願ノ上、母子共ニ士族ニ編入ス。

^{頭注} 私生子

屋敷地ハ士族・平民トノ區別ニヨリ広狭ニ制限アリヤ。

士族・平民ニ広狭ノ制限ナシ。

家屋ノ広狭ハ士族ト平民トニ由リテ制限アルヤ。

家屋ノ広狭ハ、士族以下百姓トモ制限アレリ。

村若クハ間切持ノ山野〔二〕於テ、茅ヲ苧取ルコトハ、随意ナルヤ。制限アリヤ。

間切持ノ山野トハナシ。村持ノ山野ヨリ家築等ニ付入用ノ時ハ、其村人民中相談ノ上、苧採コトヲ得ル。

官有ノ山野於テ、茅苧取ノコトハ、如何。

官有ノ山野ヨリ苧取ルコトハナシ。

官有并ニ村若クハ間切持ノ原野〔三〕於テ秣まぐさヲ苧採ルハ随意ナルカ、又ハ制限アルヤ。

官有又ハ間切持ノ原野トハナシ。村共有ノ原野ヨリモ随意ニ苧取コトヲ得。

士族又ハ平民ニテモ瓦葺家ヲ建設スルコトハ禁制ナルヤ。

人家ハ總テ茅葺ノ旧例、瓦家建設スルコトヲ禁ズ。

頭注分家セシ者再ビ分家セシトキハ、官ノ許可ヲ受ケタルヤ。

官許ヲ得ズ。随意。

分家スルニモ官ノ許可ヲ受ケタルヤ、又ハ随意分家ニテ渡届出ルノ例ナルヤ。

官許ヲ得ズ、己ノ随意トス。

頭注士族・平民ヲ論セズ苗字ノ外ニ屋号アリヤ。

頭注 分家

頭注 屋号

士族・平民、皆苗字ノ外ニ屋号ヲ用ユ。

失跡者若クハ死亡者ノ遺留財産アリタルトキハ、如何ノ取扱タルカ。

失跡又ハ死亡者跡財産取扱ハ、親類中ニテ取扱、若シ親類無之方ハ村中ニテ取扱ヲ習慣トス。

船舶売買譲与ヲ為スニハ、官ノ許可ヲ得タル后売買譲与セシカ。又ハ売買譲与ヲ為シタル上ニテ官へ届出ル迄ナルカ。

人民相互ノ売買ハ随意ニテ、村共有舟ノ如キハ、官ノ許可ヲ受ケタル后売買スルナリ。

屋敷境界ノ石垣等ハ両属ナリヤ、果シテ然ラバ若破損セシトキハ、相方ノ所有主ニテ修繕スルヤ。

両属ナル故破損セシトキモ相方所有主ニテ修繕ス。

若シ、相方ノ中一方貧窮者ニシテ修繕費ヲ負担スル能ハサル場〔合〕ハ如何スルカ。

相方ノ中一方貧窮ニテ修繕負担スル能ハサル場合ハ、一方富貴ノ方ニテ修繕ス。

士族ノ男女子ハ必ス美字ヲ用フルヤ。

士族男女子美字ヲ用ヒズ。

但、本項ノ類ナシ。

右ハ、廿一年七月九日習第一号習慣法取調委員山下属ノ照会ニ対シ、全月十二日宮往第百八十二号ヲ以テ廻答相成候第一科丙号往復綴ヨリ拔萃ス。

旧慣調査関係資料1 旧慣役人の請願 明治十六年

願意之趣、謹テ左ニ申上候。

頭注

一 当島吏員御取扱^振之儀、旧藩ニ於テハ人々賢愚ヲ見合シ、其器量相当ノ職ヲ授ケ、其勤功出勤簿ニ記シ置、功重次第役位之階等踏登リ、其分々ノ俸^禄縁ヲ御賜与スル御規則ニテ、一統厚ク御取扱ヲ慕ヘ、愚ナル者モ感動奮發シテ、各村各座ノ事務全ク取覚、公事無支勤務仕候処、今后勤功ハ御廢シニテ、人々賢愚ヲ撰ベ賢ナルヲ挙ギ〔ゲ〕、愚ナルヲ除クノ方法御設ニ相成筈ト、詰員衆御漸之趣承知仕、右ノ筋ニテハ若年^{のころ}之比ヨリ御奉公向骨折出精仕タル勤功空シク可相成ハ勿論、愚ナル者ハ早晚モ蒙昧ニシテ、各村各座ノ事務ヲ司リ身ヲ立、父母妻子ヲ養育スル術ヲモ罷成ス儀ト、一統驚悶ニ及ヒ居候条、右ノ件、特別ノ御取訳ヲ以テ吏員御救助ノ方法ハ、是迄ノ通被召置被下度事。

一 本租・公費・営繕三係、与人・目差・筆者ノ儀、年々役先キ功重次第被御申付候付、吏員中順次周廻ヲ以テ御扶持米ヲ頂キ、渡世宮ノ補助相成、此儀一統御救助ノ御仁政ニテ難有奉感服居候処、本年交代ノ三係、与人・目差・筆者ハ、役先キ功重ヲ構ハス、専当器ノ人体ト申、御撰挙相成候ニ付、先キ役功重ニシテ除キ〔ケ〕ラレタル者共ハ、渡世宮ノ見賦^はり^は相違ニ及ビ、至テ困迫ノ体相見得、一統心中差悶居候条、是又特別之御取訳ヲ以テ、素ヨリ有来通被仰付被下度事。

一 毎年諸貢物献上、亦ハ民費向入用之諸物品買下方、且右勘定決算ノ為頭一名、首里大屋子一名、与人二名、蔵筆者一名、目差一名、筆者二名上県仕候旧慣ニテ候処、置県后人数減少ニテ首〔尾〕候故、素ヨリ役分尊卑之御定有之候ニ付、一統上ヲ尊ベ〔ビ〕、下ヲ正スノ道ヲ全ク相立、是迄

頭注 功重

与人

目差 筆者
ゆんちゆ 琉球史では、「ゆんちゆ」と称されるが、多良間島では「ユビナトウ」屋と称される屋号があり、宮古では「ユビナトウ」と呼ばれていたと考えられる。村の統治責任者。
めざし 与人の補佐役。
ひっしや 蔵元に、蔵筆者、村に耕作筆者などが置かれた。

首里大屋子 しゅりおおやこ 伊良部・狩俣・松原・友利の村に置かれた。村の統治責任者。蔵元役人を兼務している場合が多い。

静謐ニ相治マリ居候処、等外ノ御取扱相成候ハゞ、ママ后後尊旱〔卑〕高下ノ差分薄ク相成、全島人民産業怠リノ基ニモ可相成哉ト、一統疑惑不勘事御座候間、是迄ノ通り、頭役々立置カリ〔レ〕、等分ノ御定モ有御座度事。

頭注

一 貢納粟ノ儀、現粟ニ限リ上納仕候テハ困究者及難儀候間、去歲御布達ノ通、人民願出次第、代金ヨリモ県庁上納仕候様被仰付度事。

頭注
租税金納

一 各村吏員ノ儀、村中ノ習俗、人民ノ様子等委細存込、夫々ノ機情ニ〔ヲ〕協〔脇カ〕ヘ下知ヲ加ヘ不申ハ、相済マズ事ニテ、屢々転村ノ節相成候ハゞ、右ノ習俗様子等分リ兼、かね下知方可差支哉ニ相見得候条、かみがるしく軽々敷転村不御申付方被仰付被下度事。

頭注

一 当島貢納粟ノ儀、汽船一艘ヨリ運送仕候故、或ハ二ケ年、或ハ三ケ年モ蔵積ニ致シ候ニ付、虫鼠・□・土混災害ノ憂不すくなか勘、人民共及迷めいわくにおよび惑居候間、琉球馬鑑船ヨリモ運送仕候歟、汽船増艘相成候共其年々限リ送切相成候様、御取計被成被下度事。

頭注
馬鑑船

一 本島村吏ノ内、新里村与人・新城村目差、川満村筆者・国仲村筆者病死ニテ明合有之候処、これあり長々跡代リ不被御申付、農事貢反布織方等ノ下知至テ差支居候間、早急ニ被御申付候様、被仰付被下度事

右ヶ条ノ道通、伏テ奉上願候也。

明治十六年三月十四日

砂川間切頭

宮平良祥

外六十九名略ス

旧慣調査関係資料 2 明治二十一年旧慣調査書付属資料

第一号模合寄替証文

一 粟三石

何某

内

何某ヨリ
壺石起

何某ヨリ
壺石起

何某ヨリ
壺石起

何某ヨリ
壺石起

何某ヨリ
壺石起

何某ヨリ
壺石起

何某

一 同三石二斗五升

内

何某ヨリ
壺石起

何某ヨリ
壺石起

何某ヨリ
壺石起

起

おこし 起は、移動するときの目減り
分を想定して、増量していることを
示す。実際には、一石一斗^二升であ
る。一石丁度の場合は、「先」と記
される。参^四

壺石起

壺石二斗五升起

ノ三石二斗五升

一 同三石五斗

内

何某ヨリ

壺石起

何某ヨリ

壺石二斗五升起

〔原本空白〕

何某ヨリ

壺石二斗五升起

ノ三石五斗

一 同三石七斗五升

内

何某ヨリ

何某

何某

壺石二斗五升

何某ヨリ

壺石二斗五升

何某ヨリ

壺石二斗五升

〆三石七斗五升

右、^{たしか}慥ニ模合寄替仕置候儀、相違無御座候。尤、附届向ノ儀、年々六月中限無間違首尾方可致候。若付届相滞候カ、又ハ中引致シ候方モ候ハゞ模合人数ニテ協議ノ上、何連迷惑不相成様可致候。仍テ、^{よつて}証判状如^{くんとんのしし}件。

年月日

第二号

諸締帳ヨリ写

一 印形ノ儀、証蹟肝要成事候処、公私ニ不依、何楚^ソノ穿鑿無之、印形又ハ他ノ名前致代印、^{あまつさへん}剩^{あまつさへん}締向相掛候諸書付等代印致シ候向モ有之、甚不可然事候間、以来右躰ノ仕形曾^{かつて}テ無之様、嚴重取締致シ、自然不守ノ者有之候ハゞ、則々其科申付訳合次第役儀召^{はずし}込候上、重御咎目^{とがめ}ヲモ可被仰付候間、形行可申越事。

第三号

口上覚写

頭注

東仲宗根村大タテ

〇〇〇仁屋

右者、乍恐 申上候。私事、四年成亥年ノ冬、右〇〇〇所持ノ芋・粟一俵分、来夏付届可致ト相談ヲ

以買入置候処、返弁不罷成、中酒二济〔沸〕相渡シ残分当夏首尾可仕ト折角相働候折、一昨日彼

頭注 〇〇〇私宅へ参リ残分ハ早速相渡候様申掛候ニ付、道楚日限ヲ以テ相働候迄ノ間差延呉候様、頻ニ

相談仕候得共不聞入、急度今日限相渡不申ハ飼立ノ豚引取度ト申掛候ニ付、負荷ノ儀、則々返弁可致

ノ処、素ヨリ不便ノ者、其上去年ハ不幸打続諸上納物并家内ノ続方モ漸取償来候振合ニテ、飼立ノ

豚ハ上納ノ術ニテ候間、差延呉リ〔レ〕候様、左候ハ、随分日限ヲ以テ首尾方可致ト和談仕候得共

不聞入、右豚押々引取、至極及迷惑申事御座候間、何卒御賢慮ノ上、何分ニモ被仰付被下度奉 願

候。此旨、御取次奉 頼候。

以上

寅

六月十四日

西里村尻並

〇〇仁屋

右通、相違無御座候間、御賢慮ノ上、何分ニモ被仰付被下度奉 存候。以上

西里目差

花城仁屋

西里与人

六月 本文借買物返弁相滞進畜類迄押取イタシ候儀、御法相当不致候間、急度差帰サセ、左候テ次代返濟方

ノ儀日限立ヲ以、律儀致首尾候様可被申付候。

寅六月十五日

西里・東仲宗根村

役人

頭注 大タテ

仁屋 成人男子士族の敬称。「仁也」

四年成亥年 よねんなるいとし 四年前の

沸 わかし 酒の量を量るときの接尾語。

頭注 道楚、ドウソ 漢字に意味はない。「どうぞ」

急度 きつと 「きつと」の宛字。必ず。

負荷 うか 宮古方言のウカ＝負債のこと。

首尾 しゅび 最初から終わりまで。最後まで。

校注 15 原本では、行間の書き込み

第四号

系頭注凶座公事帳表

一 致婚こんれいたし礼候ハ、夫婦双方一門親類ヨリ年号月日、氏、名乗付ヲ以一七日内可差出さしたすべく事

頭注 系凶座

当宮古島人ノ外、旧琉球藩内ノ者、旧慣罪人所遇ノ件答弁書

首里・那覇、其他旧琉球藩外〔内〕ノ者、当宮古島ニ於テ犯罪ヲ為シタル節、先以テ小まづもつてこぐみざ与座ニ入檻、

所犯取調ノ上、三十日以内ノ罪科寺入ニ相当ノ者ハ、直チニ其処分ヲ決行シ、三十日以上ノ罪科ハ一

応藩序平等方へ申出、其批〔否カ〕可ヲ以テ科定書到来次第、当島ニ於テ夫々処分致シ成、而シテ右

已未決トモ、入檻中ノ食費等ハ罪者当島ニ親類又ハ縁故等アルモノハ之レカ取弁ニ属シ、親類又ハ

縁故等取弁スルモノナキトキハ、蔵元公費穀ヨリ一時相賄、取犯所放於免後、右費用ハ本人又ハ親族等ヨ

リ返納セシムルノ旧慣ニ有之候条、此段及御答弁候也

明治二十二年一月廿五日

砂川間切頭

立津恵忠

平良間切頭

与那覇恵愷

下地間切頭

奥平昌綱

警察署長 伊王野美〔義〕介殿

小与座 こぐみざ 現在の警察署・拘置所に相当。旧厚生園の東側がその跡地といわれる。

道路ヲシテ清潔ナラシムベキ旨趣ノギハ、往々本庁ヨリ御達ノ向モ有之候処、本島ノ如キハ、路頭ニ大便等ヲ落シ候者之レ有ルヤニ相見ヘシカ為メ、自然臭氣ヲ生ジ、衛生上ノ妨害ハ勿論、野蠻ノ風習醜体ノ最ナル者^{ニ付}時、右様ノ醜俗無之様、^普変ク全島ヘ説諭可致ノ処、先以、当五ヶ村ハ人体モ多ニ居シ、剩ヘ各村ノ吏長モ住居ノ場所杯ニ付、外村ノ標準トモ可相成事ニヨリ、本月^日右五ヶ村ノ与人召喚シ、篤ク説諭相加ヘ、番ノ順序大略等モ別紙ノ通り取究メ相渡置候条、為御心得、此位^段及御通知候也。

宮古島役所

十三年十月十三日

本島

警察分署

御中

道路検査ノ手續

一 毎月十五日

但、本日前后打続雨天ニテ、掃除等不相成節ハ、更ニ日ヲ期シ相可置事。

一 検査ノ当日ハ、与人・目差ノ内、自己ノ担当内ハ立会ノ上検査可致事。

一 毎月十五日ト相定候ハ、平常ノ事ニシテ、炎熱ノ時^か分^段又ハ流行病等有之節ハ此限りニアラズ、

臨時ノ処分可致事。

一 道路掃除ハ、自分屋舗掛ニ止ル儀ナレバ、是ヲ為スハ自分ニヨルトイヘトモ^{ママ}足農務柄所、貢布柄^扱所、其他^{官宅廻リ}市街^中ノ^取分^取ハ従前ノ手續ニ依^リ可度計事。

一 各己ノ屋シキ掛リニナクシテ、無主ノ場所ハ、従前ノ通可度計事。^取

一 掃除等行届カズ他ニ秀テ、見苦シキ分ハ、屋処掛ノ主人ハ元ヨリ、其村ノ^{役々}共ノ越度タルベキ事。

以上

宮第百八十五号

前紙ノ通、牛・羊・豚屠場、売肉、仮規則相定候五ヶ村吏及ヒ該營業人へ相達置候間、御心得迄申進候也。

但、屠場ハ一ヶ所ニ限り^{多良テ(マ)島小}、来ル十日ヨリ施行ス。売肉場ハ従前ノ通り。尤、頭取ノ者

ハ、役所詰時賦^{ママ}□〔常カ〕成者へ担仕サセ候。此段申添候事。^モ

十三年

十二月六日 宮古島役所

那覇警察署本島

分署

御中

宮第百八拾四号

各村吏中

本年早第十九号御達ノ旨基キ、屠獸売肉仮規則、別紙之通相定候条、此段相達候事。

但、平良五ヶ村ヲ除クノ外、各村ニテ其村内限り売肉或ハ各家食^{カミヤリノ}餞□屠獸方、其村吏□検査ヲ

頭注

頭注
カミヤリ

受クベシ

十三年

十二月三日

宮古島役所

牛・羊・豚屠場并売肉人仮規則

- 一 牛・羊・豚屠場并売肉場ノ儀ハ、予テ相定メ候場所ノ外ニ於テハ、一切不相成候事。
- 一 屠場及売肉取締ノ為メ、屠場毎ニ一名ツ、頭取相定置^立ベキ事。
 - 但、其人撰及給料ハ該營業人協議ノ上可相定筋ニ候得□〔共〕此際ニ限り村吏取〔軛^カ〕調ノ上、人撰為致、給料之儀ハ追テ何分相達ベク事。
- 一 頭取ノ者ハ、毎日屠殺場ニ臨ミ、屠獸取調帳簿ニ記載シ、日々役所へ差出候事。
- 一 牝牛ハ十二・三歳以上、孕牛ニ難成□除クノ外ハ、屠獸不相成事。
- 一 牛・羊・豚屠殺人及売肉營業ノ者へハ鑑札相渡置候付、予テ携帯可致事。
- 一 鑑札ハ貸借或ハ無鑑札ニテ營業不相成ハ勿論、腐敗肉及他ノ獸肉ヲ混ジ売与スル儀ハ、堅ク不相成事。
- 一 屠殺時間ハ、午前六時ヨリ十時迄ニ限ルベキ事。
- 一 屠殺場へハ毎日頭取出頭可致筈ニ付、若シ屠殺不致日ハ其前日役所へ可申出事。
- 一 羊・豚ハ、売買勝手ニ仕スト雖モ、牛売買ハ該番所手数ヲ経ザレバ売買不相成候事。
- 一 屠牛□□□売買セント欲シ届出□時^ルハ、番所ヨリ左書式ノ通印証ヲ以売買ヲ許スベシ。
 - 但、屠殺売肉鑑札ヲ取持^所スルヲ見認□売渡スベキ事。

何村何番地

持主 何ノ誰

牝牡

一 牛 壹頭

但十三歳以上

何村何番地

買請人 何ノ誰

表

但、寸法ヲ不定ト雖モ、百田紙八ツ切ニスベシ

(校注16) 裏 番所詰一人印ヲ押捺スヘシ

何村

与人

年月日何ノ誰印

目差

-----印

筆者

-----印

衛生上取締事件ニ付、別紙議決書及御送付候間、御落掌有之度候也。

宮古島役所

十四年四月二日

本島警察

分署

御中

左如条

宮古島役所

校注16 原本では、表は下段で、裏は上段である。裏は、逆さ字である

百田紙 ももたがみ 「ひやくたし」ともいう。福岡県八女市百田で作りは始められたことに由来する。琉球王府時代には、保存用の書類に用いられた。
参 照

平良五ヶ村

村吏中

人民惣代中

第一条

家屋邸内及邸外廻リノ道路ヲ掃除シ、常ニ清潔ナラシムルノ方法。

第二条

豚飼場ヲシテ臭氣ヲ不生ノ方法。

第三条

井戸水源ヲ取凌へ方ノ法。

第四条

蓄犬ヲシテ他家ノ邸内且道路ヲ不行方法。

第五条

道路ニ糞ヲナシ、不潔ヲ生スル者ヲ取締ノ方法。

以上

左件

第一条

右ハ、最寄リ三家、或ハ四家ヲ組合テ一組トナシ、夫レニ一名ノ組長ヲ置キ、不潔ノ行犯ヲ取除カセ、
毎日掃除ノ指揮ヲナサシメ、年毎ニ四月ヨリ九月迄ハ六^回^回宛宛衛生委員、其他村吏ノ検査ヲ受ケ、若
シ組下ニ於テ不守ノ者、将夕組長ニシテ同行^断之者ハ、左ノ債^償粟ヲ出サシメ、其粟ヲ積メ置キ村内ニ

一家小兒ノ口カ、或ハ老人ノミカ、又ハは癩疾等ニテ實際掃除等不能者ヲ、此粟ヲ以人夫ヲ雇入、掃除ノ助手ヲ成スベシ。

癩疾
病。はいしつ 癩疾」に同じ。治らない

償粟ノ仮定左ノ如シ。

初犯^犯ノ者、粟五合ヨリ、不寡同壹舁ヨリ不多

二犯ノ者粟壹升ヨリ、不寡同貳升ヨリ不多

三犯以上粟貳升ヨリ、不寡同三升ヨリ不多

(此間一行分不明)^(校注17)

校注17 原本のママ

出サシム。

第二条

右ハ毎月飼場ヲ掃除イタシ、其上月六度宛洗方イタシ、其洗汚物ハカ子^ねテ穴ヲ掘リ置キ、夫レニ入移シ、苦類^物ノ口ニテ上ヲ覆ヘ〔七〕、其場ニ遷サシメ、臭氣ノ洩レザル様イタシ度、若不守ノ者ハ口^償粟ノ方法第一条ノ如シ。

第三条

右ハ、井戸有^{これある}之村ニ担当ニテ、月毎ニ一回宛家毎ヨリ相勤メ、其村々村吏ヨリ指揮ヲナサシム。若シ、不潔ノ場合有之村ハ、村吏ニテ其責ヲ受クベシ。

第四条

右ハ、他家ノ邸内且邸外廻リ等へ自然糞ヲタレ、不潔ヲ生スル時ハ、仮令^{たゞえ}ハ三家、四家ノ組合中ニテ忒家ノ分ハ犬ヲ畜ニ、其一家内ハ犬ヲ不畜ノ家アル清潔ナラシメ度^{トキ} ^(校注18) (以下二行トチ目ノ下ニテ見エズ)

校注18 原本のママ

下里村人民惣代平民二百八十一番地

宮平亀十

東仲宗根村人民惣代平民二百七十八番地

仲間蒲四郎

西里村人民惣代士族二番地

垣花恵本

西仲宗根村人民惣代士族百三番地

砂川昌這

東仲宗根村人民惣代士族二百五十八番地

仲程良長

編集協力

伊敷美 伊河尚 儀間淳 齊藤子 平良勝 輝広志

宮古島市史資料 1

柳田國男筆写本「宮古島近古文書」の翻刻 シリーズ
明治期宮古島の旧慣調査資料

平成二十年三月三十一日 発行

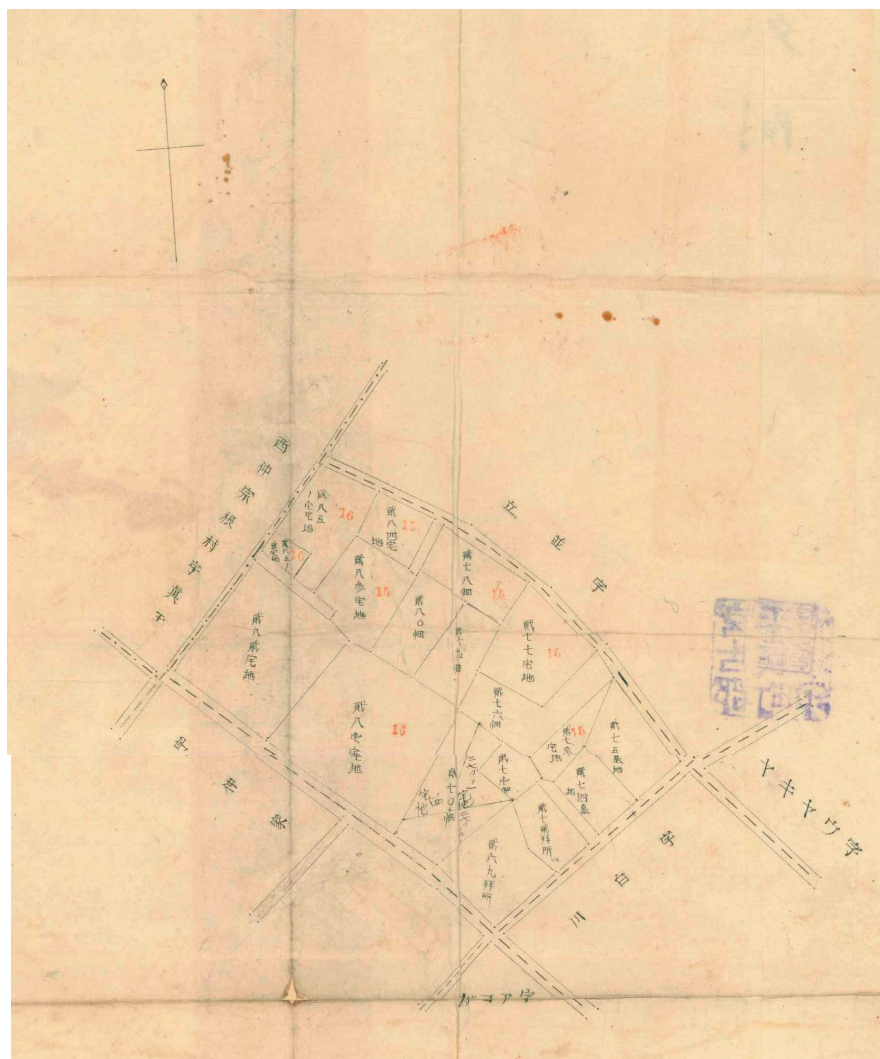
編集 宮古島市教育委員会文化振興課

発行 宮古島市教育委員会

〒九〇六―八五〇―一

沖縄県宮古島市平良字西里一八六番地

電話 〇九八〇(七二) 三七五一



表紙の拡大図：現在の仲宗根豊見親屋敷跡付近